

環境アセスメントに関する 皆さんのご意見を募集しています

発寒清掃工場更新事業環境影響評価準備書

現在、札幌市西区発寒地区では、発寒清掃工場の更新事業が予定されており、札幌市環境影響評価条例に基づき、「環境影響評価準備書」の縦覧が行われています。

札幌市では、この環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を募集しますので、ご意見のある方は次の要領で提出願います。

※「環境影響評価準備書」とは、札幌市環境影響評価条例第17条の規定に基づき、事業者が、方法書に対する意見等を踏まえて選定した手法により環境影響評価（調査、予測及び評価）を行い、その結果や環境保全のための措置、総合的な評価などをまとめた図書です。

1 意見書の提出

縦覧中の環境影響評価準備書について、環境保全の見地からご意見のある方は、下記の方法により提出してください。なお、札幌市環境影響評価条例及び施行規則に基づき氏名及び住所を含む意見書の写しが事業者へ送付されます。

◆意見募集期間

令和8年(2026年)9月1日(火)～同年10月14日(水)まで（必着）

※持参の場合、土日祝日を除く、8時45分から17時15分まで

◆提出方法

○郵送、FAX、又は直接持参の場合

裏面の様式に必要事項を記入し、以下の住所にご提出ください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎12階南側）

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 TEL (011)211-2879、FAX (011)218-5108

○電子メールの場合

提出対象の環境影響評価準備書の名称、氏名及び住所、環境保全の見地からの意見及びその理由を、日本語により、電子メール本文に直接記載事項を記入の上送付してください。

ファイルが添付されているものは受付いたしません。（送付先：assess@city.sapporo.jp）

2 環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価準備書は次のとおり縦覧しています。

◆縦覧期間

令和8年(2026年)9月1日(火)～同年9月30日(水)まで（平日9時から17時まで※札幌市環境プラザのみ土日祝の閲覧可能）

◆縦覧場所（札幌市ホームページでも公開しています。）

札幌市役所環境局環境事業部施設管理課 中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

札幌市環境プラザ 北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ 2階

西区市民部総務企画課 西区琴似2条7丁目1-1 西区役所 4階

手稲区市民部総務企画課 手稲区前田1条11丁目1-10 手稲区役所 3階

SAPPORO



さっぽろ市
02-J02-26-1802
R8-2-1149

縦覧・意見募集のお知らせは、札幌市ホームページでも掲載しています。

<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/itiran/jourei09/>

[hassamu_jyunbisyo_ikenbosyu.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/itiran/jourei09/hassamu_jyunbisyo_ikenbosyu.html)



環境影響評価準備書についての意見書

令和8年 月 日

(宛先) 札幌市長

札幌市環境影響評価条例第21条の規定により、環境影響評価準備書についての意見書を提出します。

[illegible]

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

締切日：令和8年10月14日(水)必着（直接持参、郵送、FAX又は電子メール）

提出先：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所本庁舎12階南側）

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

TEL (011)211-2879 FAX (011)218-5108

電子メール：assess@city.sapporo.jp (左記コード→)

